資料３

言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例

普及啓発業務

企画提案審査要領

令和６年12月

岩　手　県

この「企画提案審査要領」は、岩手県が実施する「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例普及啓発業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するための企画提案の審査の指針等について定めるものである。

１　審査機関

(1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）により実施するものとする。

(2) 委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションについて、下記４に定める審査基準等に基づき審査を行うものとする。

２　審査方法

(1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。

(2) 委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目毎に評価・評点を行い、委員毎に上位３位まで順位点（１位＝５点、２位＝３点、３位＝１点）を付し、それを委員会で合計した総合得点により順位を付すものとする。

なお、総合得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定する。

(3) 応募者が１者のみであった場合においても、審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

３　審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で通知する。

４　審査基準等

配点は100点満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

|  |
| --- |
| (1) 全般【20点】  委託業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解し、的確な提案となっているか。 |
| (2) 手話言語に対する理解促進【15点】  手話言語をめぐる歴史的経緯と、手話を必要とする人の手話言語に対する考え方が十分に紹介されているか。 |
| (3) 聴覚障がいに対する理解促進【15点】  聴覚障がいの特性や、聴覚障がいのある人の日常・社会生活における課題等が十分に紹介されているか。 |
| (4) 県民・事業者の参画促進【15点】  県民・事業者が、手話言語についての理解と、言語としての手話を使用しやすい環境整備に関する施策への協力を促進する内容となっているか。 |
| (5) 手話言語に係る県の施策・民間団体等の取組の発信【15点】  手話言語に関する民間団体等の取組（手話サークル、資格・検定、支援機関等）や、県による支援（普及啓発、人材育成、情報発信、手話の習得支援）が十分に紹介されているか。 |
| (6) 業務遂行能力（組織体制、業務実績等）【10点】  組織体制、業務実績等から判断して、十分業務遂行できる能力が認められるか。 |
| (7) 見積書（積算単価、数量、提案内容との整合性等）【10点】  積算に係る単価や経費が妥当なもので、提案内容と整合性がとれた計画となっているか。 |